

平成 30 年度 第 2 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 30 年 6 月 5 日 (火) 午後 4 時 30 分～午後 4 時 43 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上 19 名
欠席委員	なし
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 堀内係長 竹内係長 長澤主任 廣末主事 以上 6 名
議 題	議案第 1 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (案) について 議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後4時30分)
議事録署名委員	議長が、廣井千里委員、山本和正委員を指名する。
議 事 議 長 岩崎次長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、事務局より説明願います。</p> <p>議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、ご説明します。</p> <p>この指針は、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するために、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づいて策定するもので、同法第7条第2項の規定により、農業委員だけでなく、推進委員からのご意見にも配慮した内容としています。</p> <p>今回ご提出しました指針案につきましては、基本的な考え方として、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行うにあたっては、今後、本市において耕作放棄地の拡大が懸念される状況の中で、農業委員会として農業の持続的な発展を図るために、管内の異なる農地利用状況に応じて農業の持つ多面的役割を認識しながら、優良農地の確保と併せて農地の流動化の促進について、農業者をはじめ、農政を担う行政や農協などと連携しながら取り組んでいくことが必要であるとしています。</p> <p>その上で、この指針については平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選ごとに検証又は見直しを行うこととしています。</p> <p>その具体的な目標と推進方法につきましては、農地等の利用の最適化の推進に掲げる「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の3項目について、それぞれ提示しています。</p> <p>お手元の指針案の1ページに掲げています、遊休農地の発生防止・解消についての平成35年度における遊休農地の面積目標につきましては、遊休農地の発生防止と解消に取り組むことによって、遊休農地面積を52ヘクタールに止めることにしています。</p> <p>また、その目標を達成するためには、2ページに記載していますように、推進方法</p>

岩崎次長	<p>として、農地の利用状況調査と利用意向調査の拡充、農地中間管理事業の加速化に向けた取組と農地銀行の運営による農地流動化の促進、優良農地等の守るべき農地の確保の3項目を掲げ、農地法等に規定されています事務・事業を通じて農地利用のあっせん活動等につなげていくこととしています。</p> <p>2項目目の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、平成35年度までの目標を、担い手への農用地利用の集積率を10パーセント以上に引き上げることとし、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による取組や農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用の集積に取り組んでいくこととしています。また、これらの取組を移動農業委員会や農業委員会だより『情報みどりのまち』などを通じて周知していくこととしています。</p> <p>最後の新規参入の促進では、平成35年度までに、個人で50人の新規参入を目標とし、法人では4法人の新規参入を目標としています。農地台帳の管理上、親元就農者の統計がとれない事情から目標数値には親元就農者数を算入していませんが、推進方法では、農業委員や推進委員から対象は農業次世代人材投資事業の対象となる認定新規就農者だけではないというご指摘もあり、定年退職者等を含む非農業部門からの新規就農者や親元就農者も含めた新規就農者を対象にしてその育成確保に努めるとし、新規就農者の定着に向けた支援を行っていくとしています。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	<p>先程の説明にもありましたが、各事前審査会で出た意見を踏まえまして、このような指針となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>意見がないようですので、この件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	— 異議なし —

議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人から、相続又は遺贈により農地等を取得して相続人が引き続き農業を営む場合、その農地等の相続税の一部が納税猶予期限まで猶予され、一定の要件のもと免除される制度です。</p> <p>この制度の適用を受けるためには、相続人が相続開始日の翌日から10か月以内に、相続税の申告書に所定の書類を添付して、被相続人の住所地の管轄の税務署に提出することとなっており、その際、農業委員会が交付する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を添付する必要があります。これは被相続人、相続人及び申請地が納税猶予の適用要件に該当することを農業委員会が証明するものです。今回3件の適格者証明願が提出されています。</p> <p>案件1についてご説明いたします。</p> <p>議案書1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成30年2月に亡くなられたことにより、旭の計2筆、2,549.24平方メートルの土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>なお、2番目の土地の一部には倉庫があり、この部分の面積13.76平方メートルを除外しての申請となっております。</p> <p>次に、案件2についてご説明いたします。</p> <p>議案書3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成29年10月に亡くなられたことにより、潮江の1筆、1,069.00平方メートルの土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>こちらについても、土地の一部に倉庫があり、この部分の面積81.00平方メートルを除外しての申請となっております。</p> <p>次に、案件3についてご説明いたします。</p> <p>議案書5ページから6ページをご覧ください。</p>

長澤主任	<p>本案件も、案件2と同じ被相続人から、潮江の計3筆、2,831.00平方メートルの土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>以上3件です。この案件につきまして、地元の推進委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認いたしました。申請人に適格者証明書をそれぞれ交付したいので、承認をお願いいたします。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明についての説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画、青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。</p>
堀内係長	<p>— 農業経営改善計画の認定について 報告 —</p> <p>— 青年等就農計画の認定について 報告 —</p>
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
中山委員	今、農業委員会から幹事会へは誰が出席されておりますか。
堀内係長	農業委員会からは運営委員会で代表を決めまして、高橋委員をお願いをしております。

議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、その他に移ります。何かございませんか。 — 委員・事務局 意見なし —
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後4時43分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 6月29日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 廣 井 千 聖

議事録署名委員 山本 和正

議事録作成者 廣 末 翔 太